

行政手続法の施行状況に関する調査結果

－ 国の行政機関 －

平成 22 年 12 月

総 務 省

第1 調査の目的・調査対象機関等

1 調査の目的、時点

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、審査基準・標準処理期間・処分基準の設定状況、意見公募手続の実施状況等について、平成 22 年 3 月 31 日現在の状況を調査したものである。

- ① 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況は、平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分及び不利益処分）を調査対象とした。
- ② 聴聞・弁明手続、行政指導の書面の交付状況及び行政指導指針の公表状況は、平成 21 年度（1 か年）の実施状況を調査した。
- ③ 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等は、平成 21 年度（1 か年）の実施状況を調査した。

2 調査対象機関（全府省等）

調査対象とした国の行政機関は、本省等（22 機関）（上記①～③関係）及び東京都を管轄区域とする地方支分部局の一部（14 機関）（上記①、②関係）である（調査対象機関一覧は別表 1 のとおり）。

3 調査対象項目

（1）申請に対する処分

- ① 審査基準の設定状況、公にしている状況
- ② 標準処理期間の設定状況、公にしている状況

（2）不利益処分

- ① 処分基準の設定状況、公にしている状況
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている聴聞・弁明手続の実施状況

（3）行政指導

- ① 行政指導の書面の交付状況
- ② 行政指導指針の公表状況

（4）意見公募手続及び任意の意見募集

命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合に行うこととされている意見公募手続等の実施状況、行政手続法で義務付けられていない任意の意見募集の実施状況